

# 特記仕様書

## 1. 適用

- (1) 本特記仕様書は、路面保全業務委託 一般県道 志和地停車場線、若屋秋町線、青河江田川之内線及び川地・青河地区に適用する。  
(2) 中間払(出来高払)については、請負者からの請求に応じ、次の期日を原則とする。

- ・1回目 8月末日
- ・2回目 12月末日

- (3) 履行報告について、毎月末の業務履行状況について、翌月10日までに路面委託指示確認書及び写真、実績数量表を併せて報告すること。  
(4) 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- ・広島県土木工事共通仕様書
- ・その他関連規格類

## 2. 業務の実施

### (1) 業務の指示

発注者は、修繕打ち合わせ簿及び路面委託指示簿により、番号、日付、路線名、場所、内容等を指示する。

### (2) 請負者の受信

請負者は、指示を受けたら、発注者と同じ路線委託指示簿に番号等を記入するとともに、修繕打合せ簿を確認押印後、1部を発注者に返送する。

### (3) 業務の実施

受注者は、指示内容に不明な部分がある場合は、監督員に協議すること。

### (4) 業務内容の整理

請負者は、路面委託指示連絡簿による指示番号により整理する。(写真、実績数量表等)

## 3. 緊急時の連絡体制の確保

災害時及び災害が予想される時、又は、夜間の事故等により、緊急出動を要請することがある。このため、緊急時の連絡体制を整え、契約後速やかに緊急時連絡体制表を作成し提出すること。

## 4. 異常気象時の対応

異常気象により、道路の事前通行規制を行った場合など、随時指示により、路線のパトロール、崩土除去、バリケードの設置を行うこと。

## 5. 交通管理(交通誘導員)

工事の施工にあたり近隣住民及び一般交通に極力迷惑を掛けないよう十分留意し作業するものとし、必要に応じ交通整理員を配置すること。

## 6. 工事現場発生品

現場で撤去するもののうち、再使用可能なものは、極力再使用するものとし、再使用可能なもので現地で使用しないものは監督員の指示する資材置き場へ搬入すること。

## **7. 資材置き場の仮置き材の再使用**

業務で使用する資材のうち、上記資材置き場にある中古資材が使用可能なものは極力これを使用するものとする。  
請負者は、資材置き場にどのような資材があるか事前に確認しておくものとする。使用に際しては、監督員の了解を得ること。

## **8. 漁業権設定区域の工事について**

漁業権設定区域内の箇所並びにその区域に影響を与える恐れのある箇所については、着手前に漁業組合の同意を得ること。

## **9. 寒中コンクリートについて**

12月1日から翌年2月28日における寒中コンクリートの施工にあたっては、給熱養生(練炭養生)を標準とする。  
これは広島県土木工事共通仕様書及び、コンクリート標準仕様書により行うこととする。

## **10. コンクリートの水セメント比について**

当該工事に使用するコンクリートにおいては「広島県土木工事共通仕様書の運用第1編5-3-2条」によらず、鉄筋構造物のコンクリート(呼び強度21及び24)の水セメント比については55%以下、無筋構造物のコンクリート(呼び強度18)の水セメント比については60%以下とすること。

## **11. 再生碎石の使用について**

- (1) 当該工事に使用する碎石は再生碎石を使用するものとする。
  - ① 再生材の種類 RC40
  - ② 品質基準 JIS5001道路用碎石
- (2) 再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

## **12. 建設リサイクル(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材(解体材))**

### **第1節**

工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物(特定建設資材(アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材(解体材))が廃棄物になったものをいう。)について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「法」という。)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)を遵守し適正に処理しなければならない。

### **第2節**

工事受注者は、その請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第12条第2項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。

### **第3節**

工事受注者は、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を本工事の監督員に提出しなければならない。

### **第4節**

工事受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

### **第5節**

本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県及び保健所設置政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。  
ただし、建設資材廃棄物が、破碎等(選別を含む)により有用物となった場合、その用途に応じて適正に処理するものとする。

※有用物:有価物たる性情を有するもの。有用物は客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。

#### 第6節

本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、第5節に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。

#### 別紙

- (1) 再生資源利用計画書(実施書)様式
- (2) 再生資源利用促進計画書(実施書)様式
- (3) 告知書様式

### 13. コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策

本工事に使用するコンクリート及びコンクリート工場製品のアルカリ骨材反応抑制対策は、「土木工事共通仕様書」第1編(共通編)第5章(無筋、鉄筋コンクリート)によらず、別紙「アルカリ骨材反応抑制対策」及び「同 実施要領」によることとし、これを満足したものを使用すること。

なお、骨材採取または骨材試験等が必要となった場合、それに要する費用は請負者の負担とする。

### 14. アスファルト事前審査制度

請負者はアスファルト混合物事前審査会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に(認定証、混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できるものとする。

この場合、「品質管理基準」は次のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定証の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理(注)
			混合物のアスファルト量流出	
			混合物の粒度分析試験	
			温度測定(混合物)	
			基準密度の決定	事前審査による認定証の提出

注) 監督員の指示があった場合は、抽出試験結果一覧表または計量自記印字記録データ及び管理表を提出するものとする。

### 15. 動物の死骸等の処分について

(1) 動物の死骸処分については、三次市環境クリーンセンターへ搬入し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処分すること。  
なお、搬入にあたっては、三次市環境クリーンセンターにおいて事前に必要な許可手続きを行うこと。

### 16. 産業廃棄物埋立税

本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。

## 17. 完成工事高(当初)について

本業務委託料のうち、完成工事高(予定額)は次のとおりである。

(工事の種類)	(完成工事高(予定額))
土木工事一式	委託料の90%

## 18. 工事現場における監理技術者等の確認の措置について

現場の管理

請負者は、工事現場内において、監理技術者、主任技術者(下請を含む)に工事名、工期、顔写真、所属会社名、及び証明印の入った名札を着用するものとする。

名札の例

